

## 役員報酬規程

認定特定非営利活動法人育て上げネット

平成 26 年 4 月 1 日制定

(目的)

第1条 本規程は、当法人の役員に対する報酬について定める。

(報酬)

第2条 役員は原則無報酬とする。但し、法人事務局職員として勤務する者には給与としての支給を行えるものとする。

(実費弁償)

第3条 役員（法人事務局職員を兼務するものを除く。以下同じ）が法人業務遂行に必要な費用を支出した場合には、その実費相当分を弁償することができる。

(その他)

第4条 その他必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が決定する。

以上

## 給 与 規 程

### (目的)

第1条 この規程は、就業規則第65条の規定に基づき職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 諸手当 役割手当、ピース手当、住宅手当、通勤手当、出張手当、  
時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当、特別手当

### (給与の支給と控除)

第3条 給与は、職員に対し、通貨で直接その全額を支給する。

- 2 前項について、職員が同意した場合は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座等へ振込により給与を支給する。
- 3 次に掲げるものは、給与から控除する。
  - (1) 源泉所得税
  - (2) 住民税
  - (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分
  - (4) 職員との協議により給与から控除することとしたもの
- 4 給与は、原則として事前支給はしない。

### (給与の計算期間と支給日)

第4条 給与は、毎月1日から末日までを計算期間とし、翌月15日に支給する。但し、支給日が金融機関の休業日にあたる場合は、金融機関の前営業日に繰り上げて支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、職員（職員が死亡したときはその遺族。）の請求により、給与支給日の前であっても既往の労働に対する給与を支給する。
  - (1) 職員の死亡、退職又は解雇の場合
  - (2) 事務局長が必要と認めた場合

### (給与の計算方法)

第5条 給与の金額に1円未満の端数があるときは1円単位に切り上げる。

- 2 前条1項の計算期間の途中で採用された職員、退職した職員、休職した職員は、1日の

平均給与（※）に出勤日数に応じた日割計算をする。

1日の平均給与（※）

（※）＝（基本給）÷（365－110（年間休日日数））÷12

- 3 基本給に変動を生じた職員は、法人が新たに定めた日を給与計算開始日とし、給与を支給する。

（基本給）

第6条 職員の基本給は、基本賃金および賃金表に基づき事務局長が決定し、経営ボード会議に報告する。

- 2 翌年度の職員の基本給の本人への通知は、当該事業年度において正規職員は3月に、有期職員は12月に通知する。
- 3 評価期間は一事業年度内において最低6ヶ月間とし、この期間に満たない職員の翌年の基本給は、当該年度の基本給と同一にする。
- 4 執行役員の基本給は、執行役員評価基準により理事会にて決定する。
- 5 第1項及び第4項の基本給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

（役割手当）

第7条 役割手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- （1）プロジェクトマネージャーおよび社会課題解決および資金調達に関わる役割の職員

プロジェクトマネージャーおよび社会課題解決および資金調達に関わる役割の職員の役割手当の月額は、各評価基準により事務局長が決定し、経営ボード会議に報告する。

役割手当は、

1級：150,000円 2級：100,000円 3級：70,000円  
4級：30,000円 の4等級とする。

- （2）ケースマネージャー

ケースマネージャー役割手当の月額は、ケースマネージャー評価基準により事務局長が決定し、経営ボード会議に報告する。

役割手当は、1級：70,000円 2級：40,000円

3級：20,000円 の3等級とする。

- 2 前項において、プロジェクトマネージャー、社会課題解決および資金調達に関わる役割、ケースマネージャーのいずれか2つ以上の役割を兼務する場合の役割手当は、前項（1）の役割手当を支給する。
- 3 役割手当の等級の決定は、別に定める役割基準による。
- 4 第1項各号の役割手当は、経営ボードの議決により別途金額を定めることができる。
- 5 役割手当は、一給与計算期間中において無断欠勤が1日以上あった場合、支給しない。

（ピース手当）

第8条 ピース手当は、理事・執行役員以外の職員に対して支給する。

- （1）ピース育て上げ「共創する支援」を有する職員

- 手当は、10,000円とする。
- (2) ピースブルー「知識・技能の共有」を有する職員  
手当は、20,000円とする。
- (3) ピースオレンジ「変化と価値の創出」を有する職員  
手当は、20,000円とする。
- (4) ピースピンク「リソース創造」を有する職員  
手当は、20,000円とする。
- (5) ピースグリーン「仕組み化と展開」を有する職員  
手当は、20,000円とする。
- 2 ピース手当の決定は、別に定めるピース手当基準による。
- 3 ピース手当は、1年毎に評価し基準に満たない場合には次年度支給しないものとする。
- 4 第1項各号のピース手当は、経営ボードの議決により別途金額を定めることができる。

#### (住宅手当)

第9条 住宅手当は、就業規則第54条に定める管理監督者以外の正規職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するために住居（貸間を含む）を借り受け、家賃を支払っている者
- (2) 自ら所有者である住居に居住し、且つ世帯主である職員で住宅ローンを返済している者
- 2 住宅手当の月額は、前項（1）の家賃月額もしくは前項（2）の住宅ローン返済月額の40%とし支給する。但し、（1）・（2）共に20,000円を限度とする。
- 3 住宅手当は、当該職員の申請に基づき支給する。

#### (借り上げ社宅)

第10条 就業規則第54条に定める管理監督者以外の正規職員が、立川市内に自ら居住するために住居（貸間を含む）を借り受ける場合、当該職員の事前の申請により借り上げ社宅にすることができる。

- 2 借り上げ社宅の賃料は、月額家賃より20,000円を差し引いた額を給与支給時に控除するものとする。
- 3 当該職員の都合により借り上げ社宅を中途解約し、違約金が発生する場合、その違約金は当該職員の負担とする。
- 4 当該職員の都合により借り上げ社宅を解約し、原状復帰等かかる費用は当該職員の負担とする。

#### (通勤手当)

第11条 通勤手当は、最寄り駅より勤務地が2km以上離れ、交通機関を利用して通勤する職員に対し、最も経済的且つ合理的な通勤方法により所得税の非課税限度額の範囲内で、且つ一か月当たり2万円を限度とし支給する。

但し、経営ボードの議決により別途金額を定めることができる。

- 2 居所より最寄り駅が2km未満の場合、通勤手当は支給しない。
- 3 原則として同一事業所へ週4日以上勤務する職員は、6か月分の定期乗車券代を月割りで支給する。勤務日数が週4日に満たないの職員は、一給与計算期間中において電子マネー機能付き乗車カード代での実費を給与とともに支給する。

- 4 職員は、新たに前各項の要件を具備するに至ったとき又は住居、通勤経路、通勤方法を変更し、もしくは通勤のため負担する運賃等の変更があったときは直ちに法人に届け出なければならない。
- 5 職員が休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間全日数にわたって勤務しないときは、通勤手当を支給しない。  
定期乗車券代を支給された職員は、定期乗車券を解約し払戻金を法人に返納するものとする。

(出張手当)

第12条 職員の出張手当に関する事項については、別に定める「出張規程」によるものとする。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、以下の計算により支給する。

時間外勤務手当＝

基本給÷1か月平均所定労働時間(※1)×1.25×時間外勤務時間数

(※1) 1か月平均所定労働時間＝

(365日－110日(年間休日日数))×8÷12

- 2 前項における勤務時間が午後10時から翌日の午後5時までの間である場合は、以下の計算により支給する。

時間外勤務手当＝基本給÷1か月平均所定労働時間×1.50×時間外勤務時間数

(休日勤務手当)

第14条 休日において勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、以下の計算より支給する。

休日勤務手当＝基本給÷1か月平均所定労働時間×1.35×休日勤務時間数

- 2 前項における勤務時間が午後10時から翌日の午後5時までの間である場合は、以下の計算により支給する。

休日勤務手当＝基本給÷1か月平均所定労働時間×1.60×休日勤務時間数

(深夜勤務手当)

第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの時間帯を含めて勤務する職員及び深夜勤務を命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して、以下の計算により支給する。

深夜勤務手当＝基本給÷1か月平均所定労働時間×0.25×深夜勤務時間数

(手当の計算方法)

第16条 本規程第11条及び第12条並びに第13条の計算方法は、一給与計算期間中における合計時間数によって計算するものとし、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは30分とする。

(特別手当)

第17条 特別手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 職員が本務とは別の法人事業において講師等を務めたとき。職員が他機関等から依頼され、講演会、フォーラム、セミナー等で登壇した場合で、下記の要件にあてはまる時。但し、役員（執行役員を含む）には支給しない。

支給要件

- ①法人宛（理事長または事務局長宛とする）の依頼状があり、登壇する職員の職および氏名が明記されていること
- ②概ね60分程度で、1人での登壇であること  
(パネルディスカッション形式の複数人登壇や短時間の辞令発表等は対象としない)
- ③謝金等の支払先が法人であること
- ④登壇にあたり、上長の許可があること

支給額

一般職員：10,000円

プロジェクトマネージャー、社会課題解決および資金調達に関わる役割の職員およびケースマネージャー：5,000円

- (2) 経営ボード会議において特別手当を支給することを議決したとき。

2 支給方法は以下のとおりとする。

当該職員の所属するプロジェクトマネージャーが「特別手当支給申請書」をプロジェクトサポートオフィス労務会計担当に提出し、実施月の給与として支給する。当該職員がプロジェクトマネージャーおよび社会課題解決および資金調達に関わる役割の職員の場合は担当オーナーが「特別手当支給申請書」をプロジェクトサポートオフィス会計担当に提出する。

3 第1項(2)の支給額は経営ボード会議にて議決し、支払方法は第2項に準ずる。

(遅刻、早退もしくは欠勤の給与控除)

第18条 遅刻、早退もしくは欠勤により、所定労働時間の全部又は一部を休業した場合、次に掲げる計算式によりその休業した給与のから控除する。

- (1) 遅刻及び早退は、一給与計算期間中において合算し、時間計算して控除する。

基本給÷1か月平均所定労働時間×遅刻・早退合計時間数

- (2) 欠勤は、一給与計算期間中において合算し、時間計算して控除する。

基本給÷1か月平均所定労働日数×欠勤時間数

2 給与控除の金額に1円未満の端数があるときは1円単位に切り下げる。

(休職期間中の給与)

第19条 休職期間中は給与を支給しない。

但し、事務局長が特に必要と認めた場合は、経営ボード会議の承認を得た後、基本給の100分の50を限度として支給する。

(臨時休業中の給与)

第20条 法人の都合により職員を臨時に休業させる場合には、休業1日につき平均給与の

100分の60に相当する休業手当を支給する。  
但し、天災事変その他やむを得ない事由の場合は支給しない。

付則

1. この規程は、平成20年6月1日から実施する。
2. この規程を改廃する場合は、職員の代表の意見を聴き、経営ボードで議決し、理事会に報告するものとする。

平成20年11月1日改定

平成24年 4月1日改定

平成27年 4月1日改定

平成28年 4月1日改定

平成30年 4月1日改定

令和元年 4月1日改定

令和2年 4月1日改定

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット	事業年度	令和元年8月1日 ～令和2年7月31日
-----	------------------	------	------------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
賛助会員受取会費	190,000円
受取寄附金	87,832,251円
受取国庫補助金	0円
受取地方公共団体補助金	27,964,996円
受取民間助成金	25,147,889円
就労機会提供事業収益	251,403,380円
家族支援事業収益	9,373,396円
社会的孤立予防支援事業収益	72,840,638円
社会参加資源開発・広報事業収益	9,078,182円
出版等事業収益	1,271,510円
受取利息	495円
受取配当金	2,300円
雑収益	5,897円
固定資産売却益	749,999円
	円
	円
合 計	485,860,934円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
多摩信用金庫（長期借入金）	97,000,000円
日本政策金融公庫（長期借入金）	34,000,000円
日本政策金融公庫（一年以内返済長期借入金）	12,000,000円
合 計	143,000,000円

## (3) その他

なし





ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

別添資料参照





別添 書式17 3-(3)

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務提供の年月日	対価の額	役務提供の内容等
			令和1年8月1日	216,000 円	C大阪/広告/仕事体験/1.8月
			令和1年8月1日	388,800 円	YISCLINE/広告/クリアファイル/1.8月
			令和1年8月31日	43,200 円	国分寺N/広告/国分寺市セミナー/1.8月
			令和1年8月31日	324,000 円	結/広告/パンフレット/1.8月
			令和1年8月31日	48,600 円	府中相談/広告/チラシ/1.8月
			令和1年8月31日	50,000 円	YD3/制作補助/1.8月
			令和1年8月31日	25,380 円	学高校生/広告/立川ALC看板/1.8月
			令和1年9月30日	91,800 円	C大阪/広告/スクールフェ/1.9月
			令和1年9月30日	108,000 円	アドビ/広告/斎藤環講演/1.9月
			令和1年9月30日	11,121 円	学高校生/広告/立川ALC/1.9月
			令和1年9月30日	70,000 円	YD3/制作補助/1.9月
			令和1年10月31日	105,600 円	C大阪/広告/継続支援者セミナー/1.10月
			令和1年10月31日	55,000 円	C大阪/広告/継続支援セミナーホスター/1.10月
			令和1年10月31日	104,500 円	WS/広告/支援者セミナー/1.10月
			令和1年10月31日	90,000 円	YD3/制作補助/1.10月
			令和1年11月30日	60,000 円	YD3/制作補助/1.11月
			令和1年12月31日	44,000 円	国分寺N/広報/チラシ/1.12月
			令和1年12月31日	920,700 円	YD3/印刷/PC仕事図鑑冊子/1.12月
			令和2年1月31日	50,000 円	YD3/制作補助/2.1月
			令和2年1月31日	104,500 円	WS/広告/支援者セミナー/2.1月
			令和2年1月31日	849,750 円	結/広告/パンフレット/2.1月
			令和2年2月29日	32,857 円	学立川/広告/チラシ/2.2月
			令和2年2月29日	30,000 円	YD3/制作補助/2.2月
			令和2年2月29日	275,000 円	MS/広告/提案書作成/2.2月
			令和2年2月29日	92,224 円	ファントムレイズ/年次報告書/2.2月
			令和2年3月31日	159,500 円	WS/広告/支援者セミナー/2.3月
			令和2年3月31日	280,500 円	WS/広告/事業セミナー/2.3月
			令和2年3月31日	40,000 円	YD3/制作補助/2.3月
			令和2年4月30日	528,000 円	教育埼玉/印刷/教材/2.4月
			令和2年5月31日	50,000 円	YD3/制作補助/2.5月
			令和2年6月30日	30,000 円	YD3/制作補助/2.6月
			令和2年7月31日	99,000 円	C大阪/広告/セミナー/2.7月
			令和2年7月31日	110,000 円	C大阪/広告/高校生向け/2.7月
			令和2年7月31日	165,000 円	C大阪/広告/周知ホスター/2.7月
			令和2年7月31日	517,000 円	教育CAT/広告/映像コンテンツ/2.7月
			令和2年7月31日	330,000 円	MS/広告/ウェブ資料/2.7月
			令和2年7月31日	60,000 円	YD3/制作補助/2.7月
			令和1年10月28日	30,000 円	YD3/講師/コメント/1.10.28
			令和1年11月30日	20,000 円	更生/講師/赤城少年院スタディツアー/1.11月
			令和2年2月29日	20,000 円	更生/講師/沖縄少年院/2.2月
			令和2年7月13日	15,000 円	更生/講師/久里浜少年院/2.7.13
			令和1年9月25日	13,500 円	教育東京/講師/都立足立東高M/1.9.25
			令和1年10月2日	13,500 円	教育東京/講師/都立羽村高M/1.10.2
			令和1年10月9日	13,500 円	教育東京/講師/都立田柄高M/1.10.9
			令和1年10月31日	13,500 円	教育埼玉/講師/県立和光高SST/1.10.31
			令和1年11月1日	22,000 円	教育新生/講師/湘南学院高M/1.11.1
			令和1年11月6日	16,000 円	東京マラソン/講師/都立拝島高M/1.11.6
			令和1年11月13日	13,500 円	教育埼玉/講師/埼玉県立和光高F/1.11.13
			令和1年11月27日	13,500 円	教育東京/講師/都立足立新田高M/1.11.27
			令和1年12月11日	20,250 円	教育東京/講師/都立浅草高/1.12.11
			令和1年12月17日	13,500 円	教育東京/講師/都立足立新田高M/1.12.17
			令和2年2月5日	13,500 円	教育東京/講師/都立蒲田高/2.2.5
			令和2年2月12日	13,500 円	教育東京/講師/都立蒲田高/2.2.12
			令和1年12月10日	5,500 円	更生/講師/茨城農芸学院F/1.12.10

別添 書式17 3-(3)

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	役務提供の年月日	対価の額	役務提供の内容等
			令和2年2月18日	20,000円	更生/講師/運営補助/2.2.18
			令和1年9月28日	30,000円	C大阪/講師/親ゼミ/1.9.28
			令和1年9月30日	4,000円	GCC/講師/ツアーセミナー/1.9月
			令和1年10月24日	5,500円	教育埼玉/講師/県立朝霞高面談/1.10.24
			令和1年10月28日	5,500円	教育埼玉/講師/県立朝霞高面談/1.10.28
			令和1年11月30日	4,000円	GCC/講師/ツアーセミナー/1.11月
			令和1年12月19日	11,000円	教育埼玉/講師/県立戸田翔陽高/1.12.19
			令和2年12月31日	100,000円	YISC/講師/ウェブサイト制作/1.12月
			令和1年10月28日	30,000円	YD3/講師/ハ初スト/1.10.28
			令和1年8月31日	30,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/1.8月
			令和1年9月30日	30,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/1.9月
			令和1年10月31日	30,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/1.10月
			令和1年11月30日	30,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/1.11月
			令和1年12月31日	30,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/1.12月
			令和2年1月31日	30,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/2.1月
			令和2年2月29日	30,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/2.2月
			令和2年3月31日	30,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/2.3月
			令和2年4月30日	30,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/2.4月
			令和2年5月31日	30,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/2.5月
			令和2年6月30日	30,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/2.6月
			令和2年7月31日	30,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/2.7月
			令和1年8月31日	50,000円	立川NW/講師/コンサル/1.8月
			令和1年9月30日	60,000円	研修/講師/コンサル/1.9月
			令和1年9月30日	40,000円	結/講師/コンサル/1.9月
			令和1年10月31日	50,000円	結/講師/コンサル/1.10月
			令和1年11月30日	20,000円	結/講師/コンサル/1.11月
			令和1年11月30日	20,000円	電気/講師/コンサル/1.11月
			令和1年8月31日	50,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/1.8月
			令和1年9月30日	50,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/1.9月
			令和1年10月31日	50,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/1.10月
			令和1年12月31日	50,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/1.12月
			令和2年1月31日	50,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/2.1月
			令和2年2月29日	50,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/2.2月
			令和2年3月31日	50,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/2.3月
			令和2年4月30日	50,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/2.4月
			令和2年6月30日	50,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/2.6月
			令和2年7月31日	50,000円	東京マラソン/業務/ファントレイズコンサル/2.7月

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット	チェック欄
-----	------------------	-------

<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 役員総数のうち次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	レ
--	---

イ

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和元年8月1日～令和2年7月31日	10人	0人	0%	2人	20%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	0%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	0%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	0%
⑤	年月日～年月日	人	0	%	人	0%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ						

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		10人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
工藤 啓		理事		○							就任 平成 22.9.30
石山 義典		理事		○							就任 平成 22.9.30
和田 重宏		理事		○							就任 平成 22.9.30
長岡 秀貴		理事		○							就任 平成 22.9.30
久保田 崇		理事		○							就任 平成 30.9.30
木村 樹紀		理事		○							就任 平成 30.9.30
野口 晃菜		理事		○							就任 平成 30.9.30
佐藤 和直		理事		○							就任 平成 30.9.30
山口 高弘		理事		○							就任 平成 30.9.30
古今堂 靖		監事		○							就任 平成 22.9.30

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

## 帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト (TKC) 使用 ルーズリーフ	毎日	9年
仕訳帳	会計ソフト (TKC) 使用 ルーズリーフ	毎日	9年
賃金台帳	会計ソフト (弥生給与) 使用 ルーズリーフ	毎月	9年
固定資産減価償却内訳明細書	会計ソフト (TKC) 使用 ルーズリーフ	毎年	9年
棚卸表	エクセル使用 データ保存	毎年	9年

## (記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		レ

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		レ
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動促進法に基づく団体
-----	------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
レ						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人育て上げネット	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		レ
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ